

旭川社会人バスケットボール連盟 規約

第1章 「総則」

- 第1条 この連盟は、旭川社会人バスケットボール連盟（以下「本連盟」という）と称し、事務局は事務局長が所属する職場に置く。
- 第2条 本連盟は、旭川地区バスケットボール協会（以下「地区協会」という）の下部組織として地区協会規約に準じて運営を行う。
- 第3条 本連盟は、地区協会規約第3条（旭川地区のバスケットボール競技を総括し、バスケットボールの振興と生涯教育の推進に寄与することを目的とする）の目的に準ずる。
- 第4条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 旭川地区社会人のバスケットボール競技会を開催するとともに、関連する競技会の主管並びに後援を行う。
 - (2) 競技・審判並びに運営などに関する研修会・講習会を開催する。
 - (3) 公認審判員の育成を行う。
 - (4) その他必要な事業を行う。
- 第5条 本連盟に加盟するチームは、別に定める登録規定並びに諸規定を守らなければならない。

第2章 「組織」

- 第6条 本連盟は、次の市町村に所在し、本連盟に登録しているバスケットボールチーム関係者並びに、本連盟の目的に賛同する者をもって組織する。（所在とは、チーム代表者の所在地をいう）
- 旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村

第3章 「役員」

- 第7条 本連盟に次の役員を置き、その選出方法は次の通りとする。
- (1) 顧問 若干名 会長が委嘱する。
 - (2) 会長 1名 常任理事会が委嘱する。
 - (3) 副会長 必要数 会長が委嘱する。
 - (4) 理事長 1名 会長が委嘱する。
 - (5) 副理事長 必要数 会長が委嘱する。
 - (6) 事務局長 1名 会長が委嘱する。
 - (7) 事務局次長 必要数 事務局長が委嘱する。
 - (8) 委員長 1名 事務局長が委嘱する。
 - (9) 副委員長 必要数 各委員長が委嘱する。
 - (10) 委員 必要数 各委員長が選出する。
 - (11) 代表者 1名 登録チーム内で選出する。
 - (12) 常任理事 会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、各委員長、各副委員長をいう。

第8条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 顧問は、会長の相談にあずかる。
- (2) 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会務を管掌する。
- (4) 理事長は、会務を掌理する。
- (5) 副理事長は、理事長を補佐し、会務を掌理する。
- (6) 事務局長は、各委員会を統括し、会務を掌理する。
- (7) 事務局次長は、事務局長を補佐し、会務を管掌する。
- (8) 委員長並びに委員は、会務を掌理する。
- (9) 代表者は、総会に出席し、会務を承認する。
- (10) 常任理事は、必要に応じて問題事項を協議する。

第9条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。役員に欠員が生じた場合は、各委員会で補充する。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 「会議」

第10条 本連盟の会議は、総会、代表者会議、委員会、常任理事会とする。

- (1) 総会は毎年1回理事長の招集によって開催し、役員の2/3以上の出席（委任状含む）をもって成立する。また、必要に応じて臨時に開催することができる。
- (2) 代表者会議は、大会役員が招集し、各大会の運営方法の説明及び抽選を行い、その他必要事項の協議を行う。
- (3) 委員会は、委員長が招集し、委員会の運営方法及びその他の伝達・協議を行う。
- (4) 常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、緊急時その他総会及び代表者会議によることが困難と認めた場合、常任理事会の協議をもって代えることができる。

第5章 「会計」

第11条 本連盟の経費は、登録料・大会参加料及びその他の収入をもってあてる。

第12条 本連盟の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第13条 本連盟の会計事務は、総務委員会が所掌する。

第6章 「補則」

第14条 この規約の改訂は、総会の決議による。

第15条 本連盟の細則は別に定めることができる。

第16条 本規約に記載のない事項に関しては、常任理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- (1) この規約は、平成 10 年 5 月 21 日から施行される。
- (2) この規約は、平成 16 年 4 月 27 日から改定施行される。
- (3) この規約は、平成 24 年 4 月 24 日から改定施行される。
- (4) この規約は、平成 25 年 4 月 23 日から改定施行される。
- (5) この規約は、平成 31 年 4 月 12 日から改定施行される。
- (6) この規約は、令和 2 年 5 月 1 日から改定施行される。